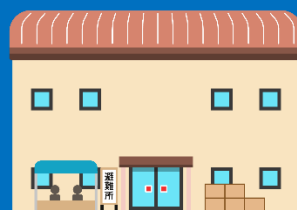


相生中学校避難所 運営マニュアル



令和7年3月

東成区役所

神路地域活動協議会/宝栄地域活動協議会/片江地域協議会

目 次

1	はじめに	1
1-1	相生中学校避難所の役割と機能	1
1-2	運営にあたっての基本的考え方と全体の流れ	3
2	避難所の開設準備・受入れ	5
2-1	開錠・開設準備	5
2-2	避難者の受入れ・誘導	8
2-3	避難所運営の体制づくり	10
3	避難所の運営	13
3-1	発災～3日程度の対応	13
3-2	3日～1週間程度の対応	19
3-3	集約・閉鎖への対応	20
4	事前準備・日ごろの取り組み	21
4-1	訓練の実施	21
4-2	備蓄・啓発等の取り組み	22
参考資料		
	○相生中学校避難所 配置想定図（案）	25
	○備蓄物資一覧	26
	○様式集	27
	○参考資料	51

1 はじめに

■ |ー| 相生中学校避難所の役割と機能

役 割

- 災害時、3地域（神路地域、宝栄地域、片江地域）が共同運営して活用する避難所とする。
- 発災から一定の時間が経過し、避難者数減少にともなう集約段階において、各小学校の避難所を閉鎖して、相生中学校に集約する。
- 医師会との連携による災害時の救護所設置避難所とする。
- 災害時要支援者への対応が可能な避難所とする。

機 能

- ①避難者の受入れ、生活支援の機能
- ②医師会による医療処置機能
- ③災害時要支援者への対応を行う福祉拠点機能
- ④その他、必要に応じて次のような避難所として活用することも想定
例）・津波被害をとともなう地震の場合、沿岸部地域からの避難者受入れ
・ ペット同伴の避難者の受入れ

避難所の開設基準

地震の場合	・ 震度 5 弱の地震が発生した場合、区災害対策本部の設置にあわせて「地域災害対策本部」を設置 ・ 震度 6 弱以上で区内の災害時避難所開設
風水害の場合	・（洪水等）警戒レベル 3 以上が発令された場合 ※警戒レベルについては 2 ページ参照

*地震の場合、風水害の場合、ともに原則として、区災害対策本部長（区長）が避難所開設の可否を判断、開設が必要な場合、避難所担当職員が施設に出向いて開錠。ただし、「避難所担当職員（避難所主任）」「施設管理者」とともに不在で緊急の場合は「地域の鍵管理者」が開錠。

*台風等の場合、避難勧告等発令されていない段階において、一時的に避難所を開設する場合などは、開設場所を区で判断し、基本的に地域の協力を得ながら区が開設。

※地域が自主的に開設した場合で、避難者がいない場合など、受入れ準備後閉鎖とする場合も想定される。

<警戒レベルについて> ※大阪市HP「警戒レベルによる避難情報の発信について」より作成

	警戒レベル	避難行動等
大阪市が発令	警戒レベル 5	緊急安全確保 既に災害が発生している又は、切迫している状況 命の危険があるため、 直ちに身の安全を確保 する。
	~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難！> ~~~~~	
	警戒レベル 4	<b>危険な場所から全員避難！！</b> <b>速やかに避難</b> ※する。 避難場所までの移動が危険と思われる場合は、 <b>近くの安全な場所や自宅内のより安全な場所</b> に避難する。
	警戒レベル 3	<b>危険な場所から高齢者等避難！</b> <b>その他の人避難準備</b> <b>避難に時間を要する人</b> (ご高齢の方、障がいのある方、乳幼児等)とその支援者は <b>危険な場所から避難</b> する。 その他の人も必要に応じ、危険を感じたら自主的に避難する。
気象庁が発表	警戒レベル 2	<b>避難行動の確認</b> 避難に備え、ハザードマップ等により、自らの <b>避難行動を確認</b> する。
	警戒レベル 1	<b>心構えを高める</b> 災害への心構えを高める。

※避難先は、公的な避難場所に限らない。近くの家族や親戚、知人宅への避難についても日頃から相談しておく。

<東成区にかかる警戒レベル発令対象となる河川及び水位>

河川名	観測所名	警戒レベル3 判断水位	警戒レベル4 判断水位	警戒レベル5 判断水位
寝屋川	京橋 (都島区片町1)	3.10m	3.30m	堤防の決壊や 越水・溢水が発生
第2寝屋川	昭明橋 (城東区諏訪町)	4.25m	4.55m	
平野川	剣橋 (東成区玉津3)	3.90m	4.15m	
平野川分水路	今里大橋 (東成区大今里南)	3.40m	3.85m	
大和川	—	東成区は、氾濫した場合に3時間以上経過してから浸水するおそれのある地域のため、警戒レベル3・4は発令しない		東成区に浸水するおそれがある場合に警戒レベル5を発令する

## ■ 1-2 運営にあたっての基本的な考え方と全体の流れ

### 基本的な考え方

#### ◆住民主体の避難所開設・運営をめざします。

これまでの災害事例から、地震などの大きな災害が発生した直後は、行政機能の低下や救命救助等の実施により、地域への行政の支援が困難な場合が多く、避難所開設・運営においても、地域住民による迅速な行動・取り組みが重要となります。

また、避難所は、在宅避難者の方なども含め、地域コミュニティの拠点となることから、地域住民が主体となって、避難所運営を行います。「共助」の精神に基づき、避難者同士がお互いに助け合い、誰もが主体的に役割分担をして、みんなで災害を乗り越える視点で避難所運営を行います。

#### ◆3地域で連携・協力し合いながら運営します。

相生中学校は、3地域（神路地域、片江地域、宝栄地域）にまたがる中学校であることから、相生中学校避難所の開設・運営にあたっては、基本的に3地域で連携・協力し合いながら運営することとします。

#### ◆すべての人にやさしい避難所づくりをめざします。

避難所においては、すべての避難者が要配慮者優先の意識や「命と暮らしを守る視点」を共有して、関連死の予防やそれぞれの自立に向けた取り組みを行います。

また、運営にあたっては「男女共同参画の視点」にも配慮し、在宅避難者も含め、すべての人にやさしい避難所づくりに取り組みます。

## 開設・運営の全体の流れ

30 分	開 錠			
3 時間	施設の安全点検・レイアウトづくり等受入れ準備			
	避難者の受入れ・誘導			
	運営体制づくり「避難所運営委員会の立ち上げ」			
	総務班	管理班	衛生班	給食・物資班
24 時間	○避難所運営会議の開催 ○避難者への情報発信・伝達 ○区災害対策本部との情報共有、連絡調整	○避難者名簿の作成、管理  ○避難者の出入所管理 ○安否確認等問合せ対応、訪問者の出入管理	○応急救護  ○災害時要支援者への対応 ○トイレの確保、環境管理 ○避難者及び避難所の衛生管理 ○避難者の健康管理	○食料、飲料水、生活用品等の受入れ、管理、配給  ○食料の炊き出し ○給水所の管理、生活用水の確保
48 時間	○取材等への対応 ○ボランティア等への対応	○防火・防犯対策 ○ペット対策		
72 時間				
1 週間	(必要に応じて) 運営体制の再編 避難所内での場所の移動			
3 週間	各小学校避難所からの集約への対応			
	閉 鎖			

## 2 避難所の開設準備・受入れ

### ■ 2-1 開錠・開設準備

#### 開 錠

- ◆中学校の開校時間内 ⇒ **施設管理者**が開錠
- ◆中学校の開校時間外 ⇒ **避難所主任(区)**が開錠
- ◆施設管理者、避難所主任がともに不在で、緊急の場合（※開設基準に該当する場合）  
⇒ **避難所の鍵の管理者（地域）**

#### 担 当

神路地域：神路三第1町会  
宝栄地域：神路第2町会

- 東門及び体育館を開錠し、備蓄倉庫へ
- 体育館に集合し、集まった担当者の確認（点呼）
- 施設の安全点検、開設準備の役割分担

[参照]

#### ▶ 鍵管理者一覧

神路地域	連合町会長
	神路三第1町会
宝栄地域	神路第2町会
片江地域	南六北町会

#### ★注意ポイント★

開設準備の段階において、備蓄倉庫の開錠など鍵が必要となった場合は、鍵管理者から鍵を受け取り、使用後は必ず鍵管理者に返却します。

#### 施設の安全点検

#### 「安全確認チェック表」により確認

- 複数で目視による安全確認

#### 「区災害対策本部」に状況の報告

- トランシーバー**により安全確認の状況を報告

#### 危険箇所の明示

- 危険箇所などに立ち入り禁止の貼紙・ロープ等

#### 様式1

安全確認チェック表

#### ▶ トランシーバー

※要検討（中学校用7台）  
保管の分担について今後検討

## 受入れ準備

○施設のレイアウトづくり、受付場所の設置および避難者への待機の呼びかけ（8ページ参照）などを集まった人員で分担して行います。

### 担 当

神路地域、宝栄地域、片江地域の協力で実施

神路地域	神路三第 1・2・3 町会から計 9 名
宝栄地域	神路第 2 町会・東今里第 3 町会から計 8 名
片江地域	南四南町会・南六北町会・南六南町会から計 3 名

### 資料 1

▶ 配置想定図

※人数は目安です。状況によって、集まった人数で協力して受入れ準備を進めます。

### 施設のレイアウトづくり

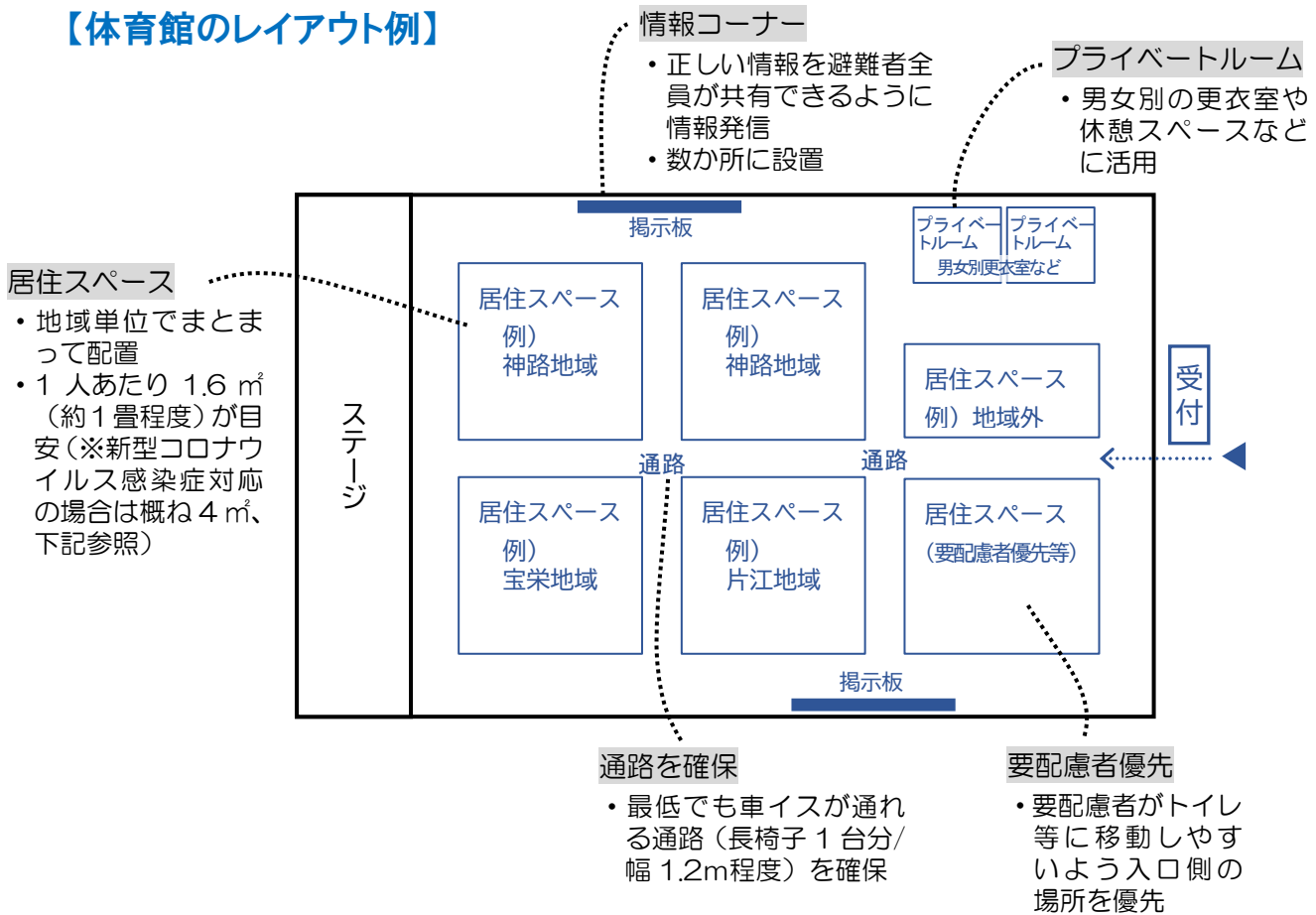
○想定しているレイアウトに基づき、状況に応じてスペースを設定

## ◆ レイアウトづくりのチェックポイント ◆

チェックをしながら、状況に応じてレイアウトづくりをします。

- |      |                                                                                                                                                                            |                                      |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 屋内   | <input type="checkbox"/> 受付の配置                                                                                                                                             | <input type="checkbox"/> 居住スペースの割り振り |
|      | <input type="checkbox"/> 福祉スペースの配置                                                                                                                                         | <input type="checkbox"/> 情報コーナーの配置   |
|      | <input type="checkbox"/> 男女別のトイレの配置                                                                                                                                        | <input type="checkbox"/> 男女別の更衣室の配置  |
|      | <input type="checkbox"/> 運営本部の配置                                                                                                                                           | <input type="checkbox"/> 救護所         |
|      | <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;">           ※一定落ち着いた段階で、<br/>運営本部で鍵を管理<br/>(厳重保管)         </div> |                                      |
| 半屋外等 | <input type="checkbox"/> 物資等の保管場所                                                                                                                                          | <input type="checkbox"/> 物資等の配布場所    |
|      | <input type="checkbox"/> 炊事・炊き出し場                                                                                                                                          | <input type="checkbox"/> ペットの避難場所    |
| 屋外   | <input type="checkbox"/> 仮設トイレ                                                                                                                                             | <input type="checkbox"/> 給水所         |
|      | <input type="checkbox"/> ごみ置場                                                                                                                                              |                                      |

## 【体育館のレイアウト例】



## ◆ 感染症対応の主なポイント ◆

～「避難所開設・運営ガイドライン別冊(新型コロナ禍版)」(令和2年6月東成区役所)より～

### ○熱咳等症状者用スペース(療養スペース)を確保する。

- 熱咳等症状者専用の療養スペースを設置(別棟を原則とし、困難な場合は専用階、専用室として一般避難スペースと隔離)
- 療養スペースは原則として区災害対策本部が対応

### ○受付で避難者の健康確認を行う体制を整える。

- 避難スペース入口で検温、体調確認票作成、避難者の消毒及びマスク着用
- 熱咳等症状者と一般避難者をわけて待機(グラウンド等)、施設の安全確認・準備が整ったら、熱咳等症状者は療養スペース、一般避難者は一般避難者スペースへ誘導

### ○感染対策を行う。

- 十分なスペース確保(一人当たり概ね4㎡、居住スペース間は2mの距離確保、間仕切りなどの感染防止に努める)、ライフライン復旧の情報提供などにより自宅避難等の促し
- 毎日、避難者の検温・健康状態チェック、発熱がある場合など、直ちに療養スペースへ
- 避難所の各所に消毒液を配置、避難者はマスクの着用・咳エチケットの遵守
- 避難所入口に消毒用マットを設置し土足禁止、原則面会者は入れない
- 定期的な清掃、消毒、換気

## ■ 2-2 避難者の受入れ・誘導

### 避難者の受入れ・誘導

- ◆避難者は施設の安全確認、受入れ準備ができるまで「待機」を呼びかけます。

#### 受付場所の設置

- 長机、筆記用具、避難所受付簿等準備
- 必要に応じて避難所配置図、避難者の受付ルール、ペットに関するルール等を掲示

#### 受付

- 「地域別（町会別）避難者数集約表」を受付、避難所受付簿に集約（9ページ参照）  
※避難者数が少ない場合は個別で受付（受付簿パターン②）

#### 避難スペースへ誘導

- 避難者を所定のスペースへ誘導
- ペットはペット避難場所へ誘導

### 名簿の作成

#### 世帯ごとに記入・提出

- 避難者名簿を世帯ごとに記入・回収

#### 避難所受付簿（避難者一覧）の作成

- 避難者名簿を地域や町会単位等で整理し、避難所受付簿（避難者一覧）の作成

### 区災害対策本部への報告

#### 避難所の開設を報告

- トランシーバーにより連絡

#### ★注意ポイント★

避難者の待機について

- *グラウンドまたはピロティでの待機
- *地域単位等で避難者数を取りまとめ

（9ページ参照）

#### 様式 2

避難所受付簿 パターン①②

#### 資料 1

配置想定図

#### 様式 3

避難者の受付ルール例

#### 様式 13

ペットに関するルール（例）

#### ★注意ポイント★

受入れ当初で混雑している場合などは、受付では、人数把握を優先し、地域単位等で数を記録・誘導します。その際、人数把握の漏れ防止、避難者管理の観点から、カードやシール等を渡す工夫も。

#### 様式 4

避難者名簿

#### ★注意ポイント★

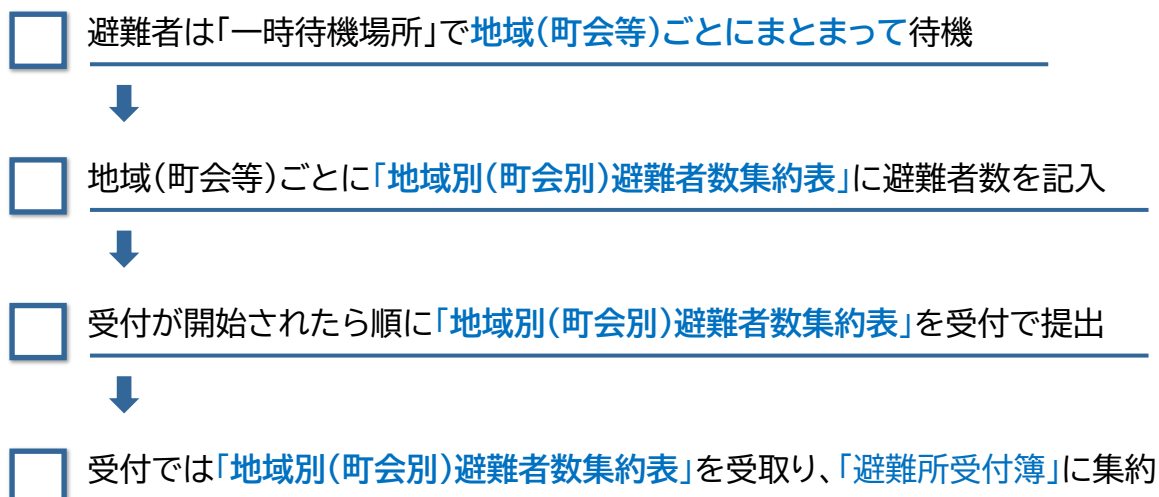
- 避難者名簿作成はとても重要
- *漏れがないようにするため一定落ち着いてから一斉に配布し記入方法を説明
- *個人情報の管理に留意
- *退所の際には避難者名簿に退所日記入

#### 様式 2

避難所受付簿 パターン②

～受付での混乱を防ぎ、できる限りすばやく避難者の受入を進めるために～

### 避難者数の集約・受付の流れ



#### 参 考

##### <生徒が在校中の場合の中学校の対応>

- 生徒の自宅周辺や通学路の安全と保護者等の在宅を確認したうえで、下校時の注意事項を指導し下校させる。
- ただし、安全が確認されない場合（警戒レベル4の対象区域になっている場合を含む。）には、安全が確認されるまで生徒を下校させず、学校において教育活動、学校給食その他の必要な措置を講じつつ保護する。特に震災の場合には、余震、津波、2次災害等に留意する。
- 学校の所在地が警戒レベル4の対象区域となった場合には、生徒を下校させず、建物（学校外の建物を含む。）の3階以上に避難させるなど、適切に対応する。
- 保護者が在宅等していない場合には、事前に把握している緊急連絡先に連絡し、保護者等が学校へ迎えに来るまでは生徒を学校で待機させ、生徒の保護者もしくは関係者に学校まで迎えに来ていただいて直接引き渡します。

施設管理者がおり、時間帯としては避難所主任(区)も施設に駆けつけられる可能性も高いと想定される状態ですので、

待機場所や避難場所等については、施設管理者、避難所主任(区)と連携・協力、調整しましょう。

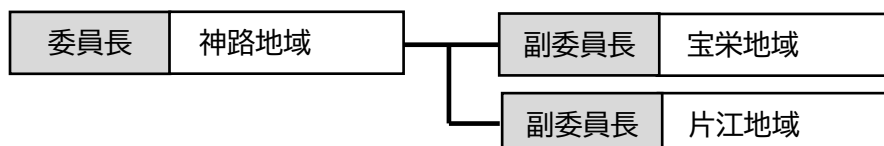
## ■ 2-3 避難所運営の体制づくり

### 1) 避難所の開設・運営の役割分担

#### 担 当

- 神路地域**、**宝栄地域**、**片江地域**で避難所の開設準備、避難者の受入れ等を進める。
- 避難者の受入れ等にあたっては、**地域の関係団体**（中学校 PTA など）も適宜協力する。
- 避難者の受入れ状況に応じて、次ページの連絡体制により、**各地域災害対策本部**とも情報連携しながら、合同の運営体制を整える。
- 避難所運営委員会は、次の「運営体制（役割分担）」を基本として、避難者にも協力を得て立ち上げるものとする。

#### 【運営体制（役割分担）想定】



役割	神路地域	宝栄地域	片江地域	班員
総務班	2 名	1 名	1 名	※ <u>班の構成にあたっては、避難者の協力を得る。</u>
管理班	2 名	2 名	—	
衛生班	2 名	2 名	1 名	
給食・物資班	2 名	2 名	—	

※全ての班は避難者の協力を得て運営します。（記載の人数は、各班のリーダー的役割の目安を記しています。）

※想定している者が集まらない場合もありますので、その際は集まった者で役割分担を行います。

※各班の班長は、集まった人で相談し、決定します。